

高知県小学生バドミントン連盟

連盟規約・諸規程集

- 1 連盟規約
- 2 登録規定
- 3 専門部規定
- 4 強化選手選考規定
- 5 表彰規定
- 6 旅費規定

目 次

高知県小学生バドミントン連盟 規約	P 3
高知県小学生バドミントン連盟 規定	P 7
高知県小学生バドミントン連盟 賛助会	P13

高知県小学生バドミントン連盟規約

第1章 名称及び本部

(名称)

第1条 本連盟は、高知県小学生バドミントン連盟と称する。

(本部)

第2条 本連盟の事務所は、会長が指定する場所に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本連盟は、高知県内の小学生(ジュニア)バドミントン団体の中核機関となり、バドミントンの健全なる発展を図り、小学生(ジュニア)の育成と体位の向上に寄与し、併せて将来社会に貢献できる人間を養成することを目的とする。

(事業)

第4条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 小学生(ジュニア)のための競技大会の開催、結果の公表
- (2) 講習会の開催、技術指導と普及
- (3) 指導者の交流と情報交換
- (4) バドミントンに関する小学生(ジュニア)関係の調査と資料の収集
- (5) 関係機関、団体との連絡調整
- (6) その他本連盟の目的を達成するために必要な事項

第3章 組織

第5条 本連盟の趣旨に賛同する12歳以下の小学生とその関係者で組織した団体及び本会を後援するもので組織する。

第4章 加盟及び登録

(加盟)

第6条 本連盟を構成する団体及び個人は本連盟及び高知県バドミントン協会の会長が認めた者で、所定の手続きを経て申請し、登録された者をいう。

(登録)

第7条 加盟団体及び個人は、別に定める登録規定により登録する。

第5章 機関

(機関)

第8条 本連盟の機関は、総会、理事会及び常任理事会とする。また、必要に応じて専門委員会を置くことができる。また、本連盟の事務を遂行するため事務局を設置する。

(総 会)

第 9 条 総会は、正副会長、理事及び代議員で構成し、次の事項を協議する。

- (1) 事業報告及び収支決算報告の承認
- (2) 事業計画及び予算案の承認
- (3) 規約規定の改廃
- (4) 役員を選出
- (5) その他本連盟の重要事項

第 10 条 総会の開催は毎年 1 回とし、会長が召集する。また、必要に応じて臨時に開催することができる。

2 総会の議長は会長が当たる。

(理事会)

第 11 条 理事会は、正副会長、理事で構成し、総会より委任された事項を審議及び執行する。

(常任理事会)

第 12 条 常任理事会は、正副理事長及び常任理事(各部長)で構成し、理事会から委任された事項を執行する。

(専門委員会)

第 13 条 専門委員会は、選出された専門委員で構成し、常任理事会より委任された専門事項を担当し、結果を理事会に報告する。

(決 議)

第 14 条 本連盟の機関は、委任状を含め、構成人員の 2 分の 1 以上を以って成立し、その決議は出席者の過半数を以って決する。可否同数の場合は議長が決する。

第 6 章 役 員

(役 員)

第 15 条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 加盟団体代表理事、地区代表理事及び会長推薦理事若干名
- (4) 代議員 1 名(全国、四国への代表者)
- (5) 会 計 1 名
- (6) 監 事 2 名

(役員を選出及び役割)

第 16 条 会長及び副会長は総会において推薦する。

2 会長は、本連盟を代表し会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。

第 17 条 理事及び監事は、総会の議を経て会長が委嘱する。

2 理事は、会長の指示により会務を分掌する。

3 監事は、本連盟の会計を監査する。

第18条 理事長、副理事長及び常任理事(各部長)は、理事の互選により推薦し、会長が委嘱する。

2 理事長は、会長の指示を受け会務を運営する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故ある時はその職務を代行する。

4 常任理事は、理事会で決議された事項を執行する。

第19条 代議員は、全国、四国への代表者とする。

(顧問及び参与)

第20条 会長の諮問に応ずるため、総会の議を経て顧問、参与を置くことができる。

2 顧問、参与は必要ある場合、諮問に応じる。

(任期)

第21条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。但し、補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

第7章 経費及び会計

(経費)

第22条 本連盟の経費は、加盟団体の登録料、協力金・寄付金及び補助金その他を以ってこれに当てる。

(会計年度)

第23条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第8章 地区

(地区割り)

第24条 本連盟の地区割りは、本連盟の取り決めに従い、次の6地区とする。

- 1 幡多地区 ・ 2 高吾地区 ・ 3 高知地区 ・ 4 香長地区 ・ 5 香美地区
- 6 安芸地区

(規約の変更)

第25条 この会の規約の変更は、総会構成員出席者の三分の二以上の同意を必要とする。

(付 則)

- 1、本規約は、平成12年4月1日より施行する。
- 2、平成17年4月28日に一部改訂
- 3、平成24年4月28日に一部改訂
- 4、平成27年4月29日に一部改訂
- 5、平成28年4月29日に一部改訂
- 6、平成29年4月29日に一部改訂、条文追加

高知県小学生バドミントン連盟規定

〈 登録規定 〉

- 第1条 本連盟規約第4章(加盟及び登録)に基づき加盟団体クラブ・選手の登録規定を定める。
- 第2条 登録は日本バドミントン協会登録管理システムに沿って手続きを行う。
- 第3条 本会に加盟する会員は、各小学校区別及び所属団体別に所属者の登録を要する。但し、登録は毎年度始めに行い、変更ある時は随時届け出を要する。
- 第4条 本会の会員で全国大会の団体戦に出場する場合には団体登録を要する。この場合、クラブチームでの登録も可能とする。但し、毎年度始めに登録(4月1日から3月31日)をしなければならない。
- 第5条 本会に登録しなければ本会または、日本小学生バドミントン連盟の主催する競技会に参加することはできない。
- 第6条 各登録団体、クラブでは3級以上の公認審判員資格者(資格予定者)を1名以上有すること。また、年一回以上の審判講習会を受講すること。
- 第7条 本会の登録は毎年これを更新するものとする。
但し、選手の所属クラブについては、遠距離転居等やむを得ない場合を除いて、同一年度内における登録変更を認めない。なお、遠距離転居等の場合であっても、同一大会の予選会・全国大会においての変更は認めないものとする。(日小連登録規定6)
- 第8条 大会申込み受付後においても、クラブ・選手の登録手続きにおいて違反が判明した場合は、本連盟の決定により失格を含めた処置をとるものとする。
- 第9条 登録料は1,500円/人(日バ、日小連、県小連)を所定の方法で支払うこと。
ただし、会員(団体登録)登録料の4,000円は別に本連盟へ振り込むこと。
- 第10条 大会参加料は高知県小学生バドミントン連盟主催主管の大会参加の場合、大会参加費に1人1種目協力費(シャトル代等)の1,000円が加わる。
団体戦(親子大会)については、1組4,000円とする。
高知県バドミントン協会主催大会においては、大会参加費として1人1種目500円とする。ただし、組合せ抽選前の棄権は全額返金、抽選後の棄権については高知県バドミントン協会主催の大会は返金なし、高知県小学生バドミントン

連盟主催主管の大会は1,000円の返金とする。

〈 専門部規程 〉

第1条 規約第5章(機関)により本会に総務部、審判部、競技部、強化部を設置する。

第2条 各専門部の構成は、次のとおりとし各部長が召集する。

(1) 総務部長 1名 副部長 若干名 委員 若干名
(会計係・広報係を含む)

(2) 審判部長 1名 副部長 若干名 委員 若干名

(3) 競技部長 1名 副部長 若干名 委員 若干名
(普及係を含む)

(4) 強化部長 1名 副部長 若干名 委員 若干名

第3条 各部長は原則として理事がこれにあたる。

各部長は部を代表してその職務を遂行する。

第4条 各部は、理事会より委任された事項を処理する。

第5条 総務部は、次の項目に関する事項を処理する。

- (1) 諸会議の企画、実施、議事録の整理
- (2) 規約の改廃
- (3) 登録に関する事項
- (4) 財務及び表彰に関する事項
- (5) 組織運営及び加入団体との連絡調整
- (6) 広報活動に関する事項
- (7) その他、各部に属さない事項

第6条 審判部は、次の項目に関する事項を処理する。

- (1) 審判に関する事項
- (2) 各種競技会の審判・補助員の手配

第7条 競技部は、次の項目に関する事項を処理する。

- (1) 各種競技会の企画、開催、運営
- (2) 競技記録の作成、管理
- (3) 各賞杯の管理
- (4) その他、競技に関する事項
- (5) 普及活動の企画、実施

第8条 強化部は、次の項目に関する事項を処理する。

- (1) バドミントン競技者の強化活動
- (2) 選手強化の企画、実施
- (3) 強化に関する調査研究、資料の収集
- (4) その他、競技力向上に関する事項

第9条 強化選手選考、表彰については、選考基準を基に、次の項目に関する事項を理事会で処理する。

- (1) 対外競技会への派遣選手の選考
- (2) 強化選手の選考
- (3) 派遣指導者、派遣役員の選考
- (4) 上記にかかわる事項

第10条 代議員は、全国、四国、県協会との連絡調整にあたる。

付則

1. 具体的な役割としては、運営、審判を全員で行う。
2. 役割については事前に打ち合わせを行う。
3. 表彰は懲罰事項も含む。

〈 強化選手選考規定 〉

第1条 この規定は、高知県小学生バドミントン連盟が強化選手を選考し、高知県の小学生バドミントン競技力向上に寄与育成するための必要な事項を定める。

第2条 高知県(本連盟)の代表選手の自覚を持ち、自らバドミントン競技力向上を願い、強化部が主催・主管する事業に積極的に参加する意思のある選手とする。

第3条 強化選手の選考方法及び報告

(1) 選考は強化部が指定大会の結果を参考(選考基準)にして選考し、本理事会に報告する。

第4条 推薦選手は、本人の同意を得て理事会に報告する。

第5条 理事会で指定期間を決める。

第6条 強化選手が次の事項にあてはまる場合は、指名の取消をすることが出来る。

(1) 心身の故障のため、強化部が主催する事業に参加が出来ない場合

(2) 高知県(本連盟)の代表選手たるにふさわしくない非行のあった場合

〈 表彰規定 〉

第1条 目的

(1) 高知県小学生バドミントン連盟において、本連盟の発展のため顕著な業績のある個人及び団体の名誉を表彰する。

第2条 特別功労賞

(1) 本連盟の会長、副会長、理事長として多年にわたりその責務を果たしその功績顕著なもの。

(2) 功労賞を受けた後多年にわたり本連盟役員として、その責務を果たしその功績顕著なもの。

第3条 功労賞

(1) 本会の常任理事を10年以上歴任したもの。

(2) 総会で功績顕著であると認められたもの。

第4条 優秀賞

(1) 全国大会等に本県代表として参加し、特に技能記録等で優秀な成績をおさめた個人、または団体。

第5条 感謝状

(1) 本連盟バドミントン界の発展に寄与した個人、または団体。

- 付則
1. 表彰は原則として、毎年1回総会または本連盟主催大会にて行う。
 2. 受賞者の推薦受付は総会の1ヶ月前までとする。
 3. 各規定の改廃は理事会において決定し、総会の承認を得る。

〈旅費規定〉

第1条 本連盟規約第7条(経費及び会計)に基づき加盟団体及び個人に必要な事項を定める。

第2条 交通費、日当、宿泊費については下記のとおりとする。

- ① 県外派遣者(役員、全小監督)への交通費については、会場までの公共交通機関、又は、有料道路通行料金と往復キロ数×10円(普通車)とする。
- ② 宿泊費については、一泊6,000円を限度とし、宿泊2泊以内とする。
- ③ 現地移動、昼食、前泊等については自費とする。

〈その他〉

- ① 各部活動費
- ② HP 管理費
- ③ 指定運営費
- ④ 普及開拓活動費

その他経費がかかるものは理事会で別途協議する。

(付則)

1. この規定は平成12年4月1日より施行する。
2. 平成22年5月2日に一部改訂
3. 平成26年5月2日に一部改訂
4. 平成28年4月29日一部改訂
5. 平成29年4月29日一部改訂(条文追加・整理)
6. 平成30年4月29日一部改訂
7. 平成31年4月28日一部改訂(条文追加)
8. 令和2年6月14日一部改訂
9. 令和3年4月25日一部改訂
10. 令和4年4月29日一部改訂(一部削除)

高知県小学生バドミントン連盟 賛助会

令和4年度 賛助会員を募集しています

平素は高知県小学生バドミントン連盟の充実発展にご支援ご協力を頂き、厚くお礼申し上げます。

さて、本連盟では、小学生のバドミントン競技の普及発展のために日々尽力しておりますが、独自の財源と財政基盤確立を目的に、小学生バドミントンに関係する皆さん、趣旨に賛同される方に連盟運営資金のご協力をお願いする「高知県小学生バドミントン連盟賛助会費制度」を設けています。

賛助会費として集まった資金は、小学生バドミントンの普及振興のための各種事業の経費に充当するなど、有効に活用していきます。

財政事情の厳しい中ではありますが、皆さんのご理解とご協力をお願いし、ご入会いただきますよう温かいご支援をお願い申し上げます。

記

- 1、1年間の会費は、一口 3,000円です。(一口以上何口でも結構です)
- 2、連盟登録団体は、前年度の登録人数に応じたご協力をお願いします。
- 3、申し込みは、本連盟の役員に申し出ていただくか、下記に直接申し込んでください。

〒781-0303

高知県小学生バドミントン連盟

高知県高知市春野町弘岡下3709 山脇富美 気付

TEL 090-1009-17000

- 4、会員の皆さんには、HP・プログラム・バドミントン通信などを通じて、小学生連盟の活動をご報告します。

以上

